



資料編

一宮市子ども・子育て支援事業計画推進状況.....	102
第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯.....	112
一宮市子ども・子育て会議条例及び委員名簿.....	113
一宮市子ども・子育て支援事業推進会議設置要綱.....	115



一宮市子ども・子育て支援事業計画推進状況

推進状況(1) 幼児期の教育・保育(1号認定)

3の1

区分	項目	参考	計画期間				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	全市	計画(確保内容)					
		定員	5,624	5,624	5,624	5,573	5,442
		特定教育・保育施設	0	1,320	2,640	144	222
		確認を受けない幼稚園	5,624	4,304	2,984	5,309	5,100
		実績					
		入園実績	4,905	4,743	4,504	4,328	4,150
		特定教育・保育施設	0	87	86	176	222
		確認を受けない幼稚園	4,905	4,656	4,418	4,152	3,928
		定員	5,624	5,624	5,624	5,588	5,446
		特定教育・保育施設	0	90	90	144	226
		確認を受けない幼稚園	5,624	5,534	5,534	5,444	5,220
		過不足	719	881	1,120	1,260	1,296
	東区域	計画(確保内容)					
		定員	1,817	1,778	1,778	1,764	1,763
		特定教育・保育施設	—	426	853	90	90
		確認を受けない幼稚園	1,817	1,352	925	1,674	1,673
		実績					
		入園実績	1,611	1,569	1,462	1,386	1,321
		定員	1,817	1,817	1,817	1,817	1,802
		過不足	206	248	355	431	481
	西区域	計画(確保内容)					
		定員	1,824	1,785	1,785	1,785	1,785
		特定教育・保育施設	—	428	856	0	0
		確認を受けない幼稚園	1,824	1,357	929	1,785	1,785
		実績					
		入園実績	1,415	1,354	1,304	1,274	1,254
		定員	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
		過不足	409	470	520	550	570
	北区域	計画(確保内容)					
		定員	1,983	2,061	2,061	2,024	1,894
		特定教育・保育施設	—	466	931	54	132
		確認を受けない幼稚園	1,983	1,595	1,130	1,970	1,762
		実績					
		入園実績	1,879	1,820	1,738	1,668	1,575
		定員	1,983	1,983	1,983	1,947	1,820
		過不足	104	163	245	279	245

推進状況(1) 幼児期の教育・保育(2号認定)

302

区分		項目	参考	計画期間				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定	全市	計画(確保内容)						
		定員		6,950	6,800	6,800	6,800	6,800
		特定教育・保育施設		6,950	6,800	6,800	6,800	6,800
		実績						
		2号認定実績	5,812	5,784	5,813	5,786	5,772	
		2号認定対象の定員総数	6,952	6,868	6,794	6,770	6,713	
		過不足	1,140	1,084	981	984	941	
	東区域	計画(確保内容)						
		定員		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		特定教育・保育施設		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		実績						
		2号認定実績	1,848	1,821	1,906	1,878	1,868	
		2号認定対象の定員総数	2,189	2,165	2,186	2,158	2,133	
		過不足	341	344	280	280	265	
	西区域	計画(確保内容)						
		定員		2,550	2,500	2,500	2,500	2,500
		特定教育・保育施設		2,550	2,500	2,500	2,500	2,500
		実績						
		2号認定実績	2,105	2,102	2,091	2,030	2,001	
		2号認定対象の定員総数	2,467	2,437	2,395	2,353	2,344	
	北区域	計画(確保内容)						
		定員		2,400	2,300	2,300	2,300	2,300
		特定教育・保育施設		2,400	2,300	2,300	2,300	2,300
		実績						
		2号認定実績	1,859	1,861	1,816	1,878	1,903	
		2号認定対象の定員総数	2,296	2,266	2,213	2,259	2,236	
		過不足	437	405	397	381	333	

推進状況(1) 幼児期の教育・保育(3号認定)

3の3

区分		項目	参考	計画期間					
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
3号認定	全市	計画(確保内容)							
		定員		2,435	2,699	2,876	3,004	3,053	
		特定教育・保育施設(0歳)		439	467	489	505	511	
		地域型保育事業(0歳)		7	28	38	45	46	
		特定教育・保育施設(1、2歳)		1,958	2,080	2,178	2,252	2,276	
		地域型保育事業(1、2歳)		31	124	171	202	220	
		実績							
		3号認定実績	2,118	2,243	2,404	2,554	2,592		
		0歳	150	161	207	176	195		
		1、2歳	1,968	2,082	2,197	2,378	2,397		
		定員	2,435	2,556	2,825	2,931	3,035		
		特定教育・保育施設(0歳)	305	349	394	368	396		
		地域型保育事業(0歳)	0	0	30	42	59		
		特定教育・保育施設(1、2歳)	2,130	2,195	2,304	2,379	2,386		
		地域型保育事業(1、2歳)	0	12	97	142	194		
		過不足	317	313	421	377	443		
		東区域	計画(確保内容)						
			定員		807	913	1,030	1,098	1,117
			特定教育・保育施設(0歳)		142	147	158	163	164
			地域型保育事業(0歳)		3	17	27	34	37
	特定教育・保育施設(1、2歳)			646	671	720	745	744	
	地域型保育事業(1、2歳)			16	78	125	156	172	
	実績								
	3号認定実績		708	750	788	854	855		
	0歳		51	54	70	57	58		
	1、2歳		657	696	718	797	797		
	定員		782	828	924	941	955		
	特定教育・保育施設(0歳)		82	98	109	98	101		
	地域型保育事業(0歳)		0	0	15	18	21		
	特定教育・保育施設(1、2歳)		700	718	746	755	747		
	地域型保育事業(1、2歳)		0	12	54	70	86		
	過不足		74	78	136	87	100		
	西区域		計画(確保内容)						
			定員		825	983	1,043	1,093	1,093
			特定教育・保育施設(0歳)		145	166	177	186	191
			地域型保育事業(0歳)		4	11	11	11	9
		特定教育・保育施設(1、2歳)		661	760	809	850	845	
		地域型保育事業(1、2歳)		15	46	46	46	48	
		実績							
		3号認定実績	743	777	854	914	918		
		0歳	56	62	84	62	83		
		1、2歳	687	715	770	852	835		
		定員	868	913	1,053	1,104	1,141		
		特定教育・保育施設(0歳)	128	152	182	162	175		
		地域型保育事業(0歳)	0	0	15	18	29		
		特定教育・保育施設(1、2歳)	740	761	813	865	851		
		地域型保育事業(1、2歳)	0	0	43	59	86		
		過不足	125	136	199	190	223		
		北区域	計画(確保内容)						
			定員		803	803	803	813	843
			特定教育・保育施設(0歳)		152	154	154	156	156
			地域型保育事業(0歳)		0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設(1、2歳)			651	649	649	657	687	
	地域型保育事業(1、2歳)			0	0	0	0	0	
	実績								
	3号認定実績		667	716	762	786	819		
	0歳		43	45	53	57	54		
	1、2歳		624	671	709	729	765		
	定員		785	815	848	886	939		
	特定教育・保育施設(0歳)		95	99	103	108	120		
	地域型保育事業(0歳)		0	0	0	6	9		
	特定教育・保育施設(1、2歳)		690	716	745	759	788		
	地域型保育事業(1、2歳)		0	0	0	13	22		
	過不足		118	99	86	100	120		

推進状況(2) 地域子ども・子育て支援事業

2の1

	事業名	項目	参考		計画期間				
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①	妊婦健康診査 [妊婦健診]	計画(確保内容)							
		受診者数			3,280人	3,259人	3,214人	3,164人	3,117人
		延べ受診回数			38,700件	38,500件	38,000件	37,300件	36,800件
		実績							
		対象者数	3,167人	3,145人	3,106人	2,985人	2,882人	2,749人	
		受診者数	3,167人	3,145人	3,106人	2,985人	2,882人	2,749人	
②	乳児家庭全戸訪問事業 [こんにちは赤ちゃん訪問事業]	計画(確保内容)							
		訪問件数			3,305人	3,280人	3,259人	3,214人	3,164人
		実績							
		出生数	3,162人	3,085人	3,071人	3,040人	2,861人	2,885人	
③	利用者支援事業 [母子健康包括支援センター事業]	計画(確保内容)							
		実施か所数			0か所	1か所	3か所	3か所	3か所
		実績							
		実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	3か所	3か所	
④	地域子育て支援拠点事業 [子育て支援センター事業]	計画(確保内容)							
		延べ利用可能数			171,500人日	171,500人日	171,500人日	171,500人日	171,500人日
		実施か所数			8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
		実績							
		延べ利用数	76,066人日	75,243人日	76,778人日	79,511人日	72,845人日	70,992人日	
		延べ利用可能数	171,500人日	171,500人日	171,500人日	171,500人日	171,500人日	171,500人日	
⑤	一時預かり事業	通常の一時預かり	計画(確保内容)						
			一時保育		49,810人日	49,810人日	49,810人日	49,810人日	49,810人日
			子ども一時預かり		1,280人日	1,280人日	1,280人日	1,280人日	1,280人日
			子育て援助活動支援		4,800人日	4,800人日	4,800人日	4,800人日	4,800人日
		幼稚園における一時預かり	実績						
			一時保育	12,674人日	12,897人日	14,210人日	14,253人日	13,684人日	14,684人日
			子ども一時預かり	1,205人日	1,381人日	1,571人日	1,628人日	1,839人日	2,089人日
			子育て援助活動支援	4,751人日	4,116人日	3,409人日	3,811人日	2,991人日	3,463人日
			計画(確保内容)						
			延べ利用数			98,000人日	98,000人日	98,000人日	98,000人日
⑥	子育て援助活動支援事業 [ファミリー・サポート・センター事業]	計画(確保内容)	延べ利用数			98,000人日	98,000人日	98,000人日	98,000人日
			実績						
			延べ利用数	71,941人日	81,499人日	79,266人日	79,610人日	82,455人日	80,692人日
			活動件数			4,800件	4,800件	4,800件	4,800件
		実績	援助会員数			120人	120人	120人	120人
			依頼会員数			600人	600人	600人	600人
			両方会員数			75人	75人	75人	75人
			活動件数	4,751件	4,116件	3,409件	3,811件	2,991件	3,463件
			うち小学生	1,856件	1,699件	1,698件	1,714件	1,670件	1,781件
			援助会員数	115人	95人	97人	88人	70人	59人
⑦	病児保育事業 [病児・病後児保育事業]	計画(確保内容)	依頼会員数	600人	545人	541人	521人	516人	461人
			両方会員数	67人	55人	51人	48人	55人	61人
			計画(確保内容)						
		実績	延べ利用可能数			1,470人日	1,470人日	2,205人日	2,205人日
			実施か所数			2か所	2か所	3か所	3か所
			延べ利用数	214人日	99人日	134人日	151人日	275人日	371人日
⑧	子育て短期支援事業 [ショートステイ事業]	計画(確保内容)	延べ利用可能数	735人日	735人日	1,470人日	1,470人日	2,205人日	2,205人日
			実施か所数	1か所	1か所	2か所	2か所	3か所	3か所
			延べ利用数						
		実績	延べ利用数	9人日	6人日	42人日	40人日	2人日	49人日
			実施か所数	6か所	6か所	5か所	5か所	5か所	5か所
			延べ利用数						
⑨	放課後児童健全育成事業 [放課後児童クラブ]	推進状況(3)のとおりに							

推進状況(2) 地域子ども・子育て支援事業

2の2

	事業名	項目	参考		計画期間				
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
⑩	時間外保育事業 [延長保育事業]	計画(確保内容)							
		利用可能数			2,600人	2,730人	2,730人	2,925人	2,925人
		実施園数(市立)			26か所	28か所	28か所	31か所	31か所
		実施園数(私立)			14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
		実績							
		利用者数	2,218人	2,243人	1,713人	1,707人	1,789人	1,718人	
		利用可能数	2,340人	2,340人	2,600人	2,730人	2,730人	2,925人	
		実施園数(市立)	23か所	23か所	26か所	28か所	31か所	31か所	
		実施園数(私立)	13か所	13か所	14か所	14か所	14か所	14か所	
⑪	養育支援訪問事業 [育児支援家庭訪問事業]	計画(確保内容)							
		訪問支援可能家庭			50件	50件	50件	50件	50件
		実績							
		訪問支援必要家庭	28件	31件	41件	58件	43件	34件	
⑫	実費徴収に係る補足給付事業 [要保護児童就園援助事業]	計画(確保内容)							
		給付人数				21人	27人	28人	28人
		実績							
		給付人数				21人	26人	22人	

推進状況(3) 放課後対策の総合的推進

1の1

事業名	項目	参考		計画期間				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
放課後児童健全育成事業 [放課後児童クラブ]	計画(確保内容)							
	定員			3,934人	4,165人	4,305人	4,595人	4,684人
	施設数			56か所	56か所	56か所	58か所	58か所
	実績							
	利用希望児童	2,799人	2,978人	3,643人	3,769人	3,988人	4,349人	
	低学年	2,799人	2,978人	3,643人	3,404人	3,577人	3,796人	
	高学年	—	—	352人	365人	411人	553人	
	入所児童	2,753人	2,878人	3,394人	3,580人	3,869人	4,248人	
	低学年	2,753人	2,878人	3,097人	3,299人	3,509人	3,723人	
	高学年	—	—	297人	281人	360人	525人	
	定員	3,056人	3,092人	3,908人	4,089人	4,407人	4,595人	
	施設数	55か所	55か所	56か所	57か所	58か所	58か所	
	過不足	△46人	△100人	△249人	△189人	△119人	△101人	
放課後子ども教室	計画(確保内容)							
	実施か所数			平成31年度までに42校(すべての小学校)				
	実績							
	実施か所数	8校	8校	8校	12校	22校	32校	

子ども・子育て支援に関連する事業で、平成27年度以降に新たに実施・拡充した事業と、令和元年6月末現在、実施・拡充することとなっている事業を記載しています。

基本目標1 親と子どもの健康づくり

施策1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援

1 妊娠・出産期の支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
不妊治療費補助制度	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用を補助します。ただし、一定の限度額があります。	拡充	特定不妊治療費補助について上限額を5万円から10万円に引き上げ【地方創生事業】	平成28年度	健康づくり課
電子母子手帳の導入	子育て支援サイト再構築のなかで、子どもの成長の記や予防接種の記録を行うことができる電子母子手帳機能を備えたスマホアプリを導入し、同時に市から子育て支援や母子保健に関する情報提供を行います。	新規	電子母子手帳機能を含む「いちのみや子育て支援アプリ」導入(平成29年3月) 【地方創生事業】	平成28年度	健康づくり課 子育て支援課
産後ケア	産後に体調不良や育児不安があり、家族等から援助が受けられない方に医療機関への宿泊や家庭訪問により母親の健康管理、食事・授乳・沐浴指導、相談等を行います。	新規	平成31年4月1日より事業開始	平成31年度	健康づくり課
産婦健康診査	産婦健康診査受診票を交付し、出産後8週までの産婦が医療機関で健康診査を受診します。	新規	平成31年4月1日以降に交付の母と子のしおりに受診票を綴じ込み	平成31年度	健康づくり課

基本目標2 安心で楽しい子育ての推進

施策2-2 子育てでの相談と情報提供の充実

2 地域子育て支援情報の提供

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
こども家庭相談室の設置	児童相談のほか、女性相談、ひとり親家庭相談が連携して子どもと家庭の問題について総合的に相談を実施します。また、夜間の電話児童相談を行います。	新規	市区町村子ども家庭総合支援拠点機能として整備し、児童相談やひとり親家庭相談などの担当を、こども家庭相談室として新設 専門職員等を3名増員し、児童相談の時間を拡張 10:00～12:00⇒8:30～12:00 13:00～16:30⇒13:00～17:15	平成30年度	子育て支援課
子育て支援サイト	子育て支援サイトを開設し、子育てに関する情報を提供します。また、子育て支援掲示板は、ウェブにおいて交流や情報交換のできる場を提供します。	拡充	「いちのみや子育て支援サイト」を再構築 これに伴い、子育て支援掲示板は廃止し、「いちのみや子育て支援アプリ」導入(平成29年3月) 【地方創生事業】	平成28年度	子育て支援課
子育て支援情報誌	子育て支援情報誌・一宮市子育て支援センター情報紙などの発行と配布により、子育てに関する情報の提供を行います。	拡充	子育て支援情報誌は、より幅広く総合的な情報を提供する「いちのみや子育て支援ハンドブック」として発行	平成29年度	子育て支援課
赤ちゃんの駅事業	子どもを連れて外出しやすい環境を整備するため、おむつ替えや授乳ができる公共・民間施設を登録し、子育て支援サイト・アプリで情報提供をします。	新規	子育て支援サイト・アプリで情報提供(平成29年3月)	平成28年度	子育て支援課
		拡充	屋外のイベント等でおむつ替え・授乳スペースとして設置する「移動式赤ちゃんの駅」の貸出しを開始(平成30年7月)	平成30年度	子育て支援課

3 施設・サービス利用に関する支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
利用者支援事業	利用者のニーズをさらに把握して、適切な形態で支援ができるよう検討を進めます。	新規	利用者支援事業母子保健型(母子健康包括支援センター事業)として実施。母子健康手帳交付を3ヶ所の保健センターで実施し、交付時に全妊婦に面接・相談を行い、支援プランを作成し必要な情報提供をする。支援を要する妊婦には別に支援計画を作成し、保健師により訪問、電話等で支援を行う。出産後もこんにちは赤ちゃん訪問や健診等母子保健サービスを中心に継続支援を行う。【地方創生事業】	平成29年度	健康づくり課

施策2-3 子育てに関する学習や子育て家庭の交流促進

1 子育てに関する学習と交流の拠点整備

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	子育て支援センターや子育てひろばを開設し、子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場を提供します。	拡充	千秋保育園内の千秋子育て支援センターを専用施設に移転(平成29年2月移転)	平成28年度	子育て支援課

施策2-4 地域の相互援助活動や自主的活動の支援

1 相互援助活動の支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
子育て援助活動支援事業	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方を登録・組織化し、必要なときに相互の紹介・調整を行います。(ファミリー・サポート・センター事業)	拡充	グループで登録し、LINEによって相互援助活動の連絡を行うLINE友だち会員制度を導入 【地方創生事業】	平成29年度	子育て支援課

推進状況(4) 報告事項(平成27年度以降に新たに実施した事業・拡充した事業等)

502

施策2-5 一時的に子どもを預けられる体制の整備

2 病児の預かり

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
病児・病後児保育事業	当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていないため、または病気回復期にあって、集団保育が困難であり、かつ保護者が仕事などのやむを得ない理由で、家庭では保育できないお子さんを病児・病後児保育室で預かり保育します。	拡充	平成29年4月より新たにあんず保育所で病児保育事業を実施。	平成29年度	保育課

施策2-6 子育てにかかる経済的負担の軽減

1 手当の支給

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
児童手当	中学生までの子どもを育てる方に、児童手当・特例給付を支給します。	拡充	寡婦(夫)控除のみなし適用	平成29年度	子育て支援課
		拡充	長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用	平成30年度	子育て支援課
		拡充	受給者の家計の安定及び利便性の向上を図るため、支給月を年3回から年6回(H31年度は5回)に変更	平成31年度	子育て支援課

2 医療費の助成

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
子ども医療費助成事業	中学生までの子どもの医療費について、自己負担分の全部または一部を助成します。	拡充	平成28年4月受診分から、小中学生の通院医療費の自己負担額を3分の2助成から全額助成に拡大【地方創生事業】	平成28年度	保険年金課

3 教育・保育にかかる負担の軽減

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
保育料の軽減・減免	保育料の自己負担率を国の基準に比べ、軽減、減免します。	拡充	非婚のひとり親家庭にも寡婦(夫)控除を適用する「みなし適用」を平成29年9月以降の保育料算定から実施	平成29年度	保育課
保育料の多子減免制度	保育園等に保護者の子3人が同時に入所している場合、保育料を無料にします。	拡充	第三子保育料無料化等事業の対象を3歳以上の幼児にも拡大【地方創生事業】	平成28年度	保育課
私立幼稚園就園奨励費	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に通園させている市内在住の保護者に対し、入園料、保育料の減免をします。	拡充	非婚のひとり親家庭にも寡婦(夫)控除を適用する「みなし適用」を平成29年度から実施	平成29年度	保育課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	一定の経済的事由のある保護者に対し、保育園などにかかる費用(日用品や行事費など)の負担軽減を検討します。	新規	要保護児童就園援助事業の開始	平成28年度	保育課
幼児教育・保育の無償化	3歳～就学前の幼児の教育・保育にかかる費用を無償化します。(住民税非課税世帯は0～2歳児も対象)	新規	令和元年10月から実施	平成31年度	保育課

施策3-2 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

1 子どもの遊びや多様な体験の促進

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
放課後子ども教室推進事業	学校施設を利用して放課後や週末等に、放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行う安全で安心な居場所を確保し、健全な育成を行います。	拡充	4小学校(葉栗、浅野、北方、萩原)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成28年度	青少年育成課
		拡充	10小学校(宮西、大志、丹陽、大和西、中島、富士、浅井中、朝日東、大徳、木曽川西)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成29年度	青少年育成課
		拡充	10小学校(西成、赤見、丹陽南、浅井南、千秋、千秋南、西成東、今伊勢西、開明、黒田)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成30年度	青少年育成課
		拡充	4小学校(浅井北、大和南、千秋東、朝日西)で土曜日版を平日版に変更し、6小学校(貴船、神山、向山、瀬部、大和東、木曽川東)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成31年度	青少年育成課

基本目標4 仕事と子育ての両立支援

施策4-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

2 企業の取り組みの支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
男女共同参画推進事業所の表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所等を表彰します。	新規	実施(平成28年2月募集開始)【地方創生事業】	平成27年度	企画政策課

推進状況(4) 報告事項(平成27年度以降に新たに実施した事業・拡充した事業等)

5の3

施策4-2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

1 幼児期の教育・保育

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
教育・保育施設	保育園、幼稚園、(認定こども園)による教育・保育を行います。	新規	幼稚園1か所が認定こども園へ移行	平成30年度	保育課
		拡充	さらに幼稚園1か所が認定こども園へ移行	平成31年度	保育課
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育による保育を検討します。	新規	小規模保育施設6か所開設 事業所内保育施設1か所開設	平成28年度	保育課
		拡充	小規模保育事業所さらに3か所開設	平成29年度	保育課
		拡充	小規模保育事業所をさらに4か所開設	平成30年度	保育課
		拡充	小規模保育事業所をさらに3か所開設	平成31年度	保育課
		拡充	小規模保育事業所をさらに3か所開設	平成31年度	保育課
延長保育事業	保育園の通常の開所時間を延長して保育します。	拡充	実施園を3園追加	平成29年度	保育課
休日保育事業	保育園が開所しない日曜日・祝日に就労する共働き家庭の子どもを休日に保育します。	拡充	実施園を1園追加	平成31年度	保育課
一宮駅周辺等に開設する小規模保育事業所への補助	一宮駅周辺等の保育ニーズの高い地域において、0～2歳を保育する小規模保育事業所の開設を促進し、子どもを預けたい保護者の需要に応えます。	新規	小規模保育施設3か所開設【地方創生事業】	平成28年度	保育課
		拡充	継続実施【地方創生事業】	平成29年度	保育課
		拡充	小規模保育施設をさらに3か所開設し、合計6か所で実施【地方創生事業】	平成30年度	保育課
		拡充	小規模保育施設をさらに1か所開設し、合計7か所で実施【地方創生事業】	平成31年度	保育課
事業所内保育施設整備事業	事業所内の保育施設・託児施設の整備に補助金を交付し、整備を推進します。	新規	平成29年3月1日事業実施済【地方創生事業】	平成28年度	経済振興課
きょうだい同一園入園事業	保育園の入所について、既入所の園児がいる場合、その兄弟姉妹は同一園に入園しやすくする	新規	保育所入所認定基準を見直し、平成29年度分の入所受付から新基準で実施	平成29年度	保育課

2 総合的な放課後対策

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて放課後の子どもに生活・遊びの場を提供し、健全な育成を行います。	拡充	対象児童1～3年生を1～4年生に拡大、H27.7貴船児童クラブを移転、H27.7-8夏期臨時放課後児童クラブを2か所で実施、H28.4起児童クラブを開設	平成27年度	子育て支援課
		拡充	H28.7富士児童クラブを開設、H28.7-8夏期臨時放課後児童クラブを2か所で実施、H29.3今伊勢児童クラブを移転、奥児童館児童クラブ棟を建設、葉栗北校下児童クラブを移転【地方創生事業】	平成28年度	子育て支援課
		拡充	H30.3宮西児童館児童クラブ棟、外割田児童館児童クラブ棟建設、浅野校下児童クラブ増築【地方創生事業】	平成29年度	子育て支援課
		拡充	浅井児童館増築、黒田南児童館児童クラブ棟を建設【地方創生事業】	平成31年度	子育て支援課
児童館整備事業	利用する子どもに、より適切な遊びを提供するため、設備の充実や不良箇所の修繕など、計画的な施設整備に努めます。	拡充	今伊勢児童館大規模修繕実施	平成28年度	子育て支援課
		拡充	奥児童館大規模修繕実施	平成29年度	子育て支援課
		拡充	浅井児童館大規模修繕実施	平成30年度	子育て支援課
放課後子ども教室推進事業【再掲】	学校施設を利用して放課後や週末等に、放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行う安全で安心な居場所を確保し、健全な育成を行います。	拡充	4小学校(葉栗、浅野、北方、萩原)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成28年度	青少年育成課
		拡充	10小学校(宮西、大志、丹陽、大和西、中島、富士、浅井中、朝日東、大徳、木曾川西)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成29年度	青少年育成課
		拡充	10小学校(西成、赤見、丹陽南、浅井南、千秋、千秋南、西成東、今伊勢西、開明、黒田)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成30年度	青少年育成課
		拡充	4小学校(浅井北、大和南、千秋東、朝日西)で土曜日版を平日版に変更し、6小学校(貴船、神山、向山、瀬部、大和東、木曾川東)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成31年度	青少年育成課

推進状況(4) 報告事項(平成27年度以降に新たに実施した事業・拡充した事業等)

504

施策4-3 産後・育児休業後の復帰支援

1 情報提供と円滑な保育などの利用支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
休業明けの子育て支援サービス利用にかかる配慮	休業明けに、保育園や放課後児童クラブを利用する際に有利になるよう、一定の配慮をします。	新規	放課後児童クラブは、育児休業からの復帰予定者の当初申込時点での入所予約申込を実施	平成29年度	保育課 子育て支援課
休業に関する各種制度の情報提供	こども家庭相談や利用者支援事業(検討事業)のなかで、各種制度の情報を収集するとともに、情報提供を行います。	新規	子育て支援ハンドブックに「働くお母さん・お父さんのための制度」のコラムを掲載し、情報提供を開始	平成29年度	子育て支援課

基本目標5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

施策5-1 児童虐待対策の充実

2 早期発見と対応体制の整備

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
こども家庭相談室の設置【再掲】	児童相談のほか、女性相談、ひとり親家庭相談が連携して子どもと家庭の問題について総合的に相談を実施します。また、夜間の電話児童相談を行います。	新規	市区町村子ども家庭総合支援拠点機能として整備し、児童相談やひとり親家庭相談などの担当を、こども家庭相談室として新設 専門職員等を3名増員し、児童相談の時間を拡張 10:00～12:00⇒8:30～12:00 13:00～16:30⇒13:00～17:15	平成30年度	子育て支援課
こども家庭相談員の配置	こども家庭相談室(子育て支援課)に、家庭訪問、子どもとの面接調査等を行う、こども家庭相談員を配置し、児童虐待ケースに対応します。	拡充	相談員の人員を3人から4人へと増員	平成27年度	子育て支援課

3 児童虐待の予防

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
ネットワークによる見守り支援の実施	要保護児童対策地域協議会において情報を集約し、支援が必要な子ども・家庭の見守りを行い、必要な個別支援を実施します。	拡充	こども家庭相談システムを導入し、庁内連携を強化(平成29年3月稼働)	平成28年度	子育て支援課

施策5-2 ひとり親家庭の自立支援の促進

2 子育てと生活の支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
ひとり親家庭の子育て支援サービス利用にかかる配慮	ひとり親家庭が保育園や放課後児童クラブを利用する際に有利になるよう、一定の配慮をします。	拡充	非婚のひとり親家庭にも寡婦(夫)控除を適用する「みなし適用」を平成29年9月以降の保育料算定から実施	平成29年度	保育課・子育て支援課

3 就業支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父に対し、教育訓練講座受講料の一部を支給します。	拡充	支給額を受講費用の20%から60%に引き上げ	平成28年度	子育て支援課
		拡充	ハローワークの教育訓練給付金を受ける方も対象として、差額を支給。	平成29年度	子育て支援課
		拡充	対象資格を拡大し、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定講座も対象とした。専門実践教育訓練給付金については受講料の6割(上限20万円)×修学年数を支給する(上限80万円)。	平成31年度	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金等	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいる、ひとり親家庭の母または父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	拡充	養成機関のカリキュラムが2年以上から1年以上に、支給期間が2年から3年に拡大。対象資格に調理師を追加	平成28年度	子育て支援課
		拡充	准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、通算36月を越えない範囲で支給する。	平成30年度	子育て支援課
		拡充	資格取得のため4年課程が必要となる場合、支給上限期間を48月とする。また、修業期間の最終12月については毎月4万円を上乗せ支給する。	平成31年度	子育て支援課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母または父が「高卒認定試験」の講座を受け、合格したときに受講費用の一部を支給します。	新規	実施	平成27年度	子育て支援課
		拡充	対象をひとり親家庭の子へ拡大	平成28年度	子育て支援課
就業支援専門員の配置	就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的・包括的な支援体制を構築・強化するために就業支援専門員を配置します。	新規	就業支援専門員を1人配置	平成27年度	子育て支援課

推進状況(4) 報告事項(平成27年度以降に新たに実施した事業・拡充した事業等)

5/5

4 経済的支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭の母または父などに対し、児童扶養手当を支給します。	拡充	12月支給分(8～11月分)から第2子の加算額5千円から最大1万円、第3子以降の加算額3千円から最大6千円へ引き上げ	平成28年度	子育て支援課
		変更	4月分から減額。第2子以降の加算額にも物価スライド制を導入。第1子は10円～40円、第2子、第3子は0円～10円の減額。	平成29年度	子育て支援課
		拡充	4月分から増額。第1子は50円～210円、第2子は20円～50円、第3子は10円～30円の増額。	平成30年度	子育て支援課
		拡充	4月分から増額。第1子は90円～410円、第2子は50円～100円、第3子は30円～60円の増額。	平成31年度	子育て支援課
		拡充	受給者の家計の安定及び利便性の向上を図るため、支給月を年3回から年6回(H31年度は5回)に変更	平成31年度	子育て支援課
遺児手当	ひとり親家庭の母または父などに対し、愛知県と一宮市の遺児手当を支給します。	拡充	受給者の家計の安定及び利便性の向上を図るため、支給月を年3回から年6回(H31年度は5回)に変更	平成31年度	子育て支援課
遺児入学卒業祝金(廃止) 一宮市遺児一時金(新規)	ひとり親家庭の子どもが小学校、中学校の入学時及び中学校卒業時に一時金を支給します。	拡充	祝金制度から遺児一時金制度へ変更。所得制限を設け、平成29年3月卒業分から中学校卒業を1万円から1万5千円へ引き上げ(平成29年2月1日新規実施)	平成28年度	子育て支援課
非婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用	非婚のひとり親家庭を対象に、所得税法及び地方税法に規定する寡婦(夫)控除が適用されるものとみなして行政サービスの利用に係る負担金、給付金及び補助金等を決定します。	新規	保育料、放課後児童クラブ利用手数料等について実施	平成29年度	保育課・子育て支援課
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業	所得の低い未婚のひとり親の方に対して、税制改正に向けて検討されている寡婦(夫)控除の適用までの臨時的措置として、児童扶養手当に上乗せして支給します。	新規	上乗せ分17,500円を支給	平成31年度	子育て支援課

施策5-3 障害のある子どもに対する支援の充実

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
ペアレント・プログラム講座実施事業	発達障害が疑われる子どもをもつ保護者が、児童の行動の客観的な理解の仕方等を学ぶ講座を実施します。同時に児童及び保護者と常に関わりのある保育士、保健師等も受講し、指導者養成を図ります。	新規	モデル事業として開催(1クール6回の内容を2クール)	平成28年度	福祉課・保育課・子育て支援課・いずみ学園・健康づくり課
地域生活支援事業	就園前の子どもとその保護者を対象にふれあい遊び、リズム、育児相談を行います。 就園している子どもを対象に体験療育を行います。	新規	親子遊び広場、体験療育を実施	平成28年度	いずみ学園
巡回訪問支援事業	保育所や地域の事業所に在籍している発達の気になるお子さんへの指導について、訪問支援員と支援方法や対応の仕方を一緒に考えていきます。	新規	保育所および地域の事業所の巡回訪問を実施	平成29年度	いずみ学園



第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

年月日	事項
平成30年 7月4日	平成30年度 第1回 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議 ■子ども・子育て支援事業計画推進状況報告について ■放課後対策の進捗状況及び今後の計画について
7月20日	平成30年度 第1回 一宮市子ども・子育て会議 ■家庭的保育事業者等に関する認可及び特定地域型保育事業者の確認について ■子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
10月22日～ 11月2日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
平成31年 1月8日	平成30年度 第2回 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議 ■次期計画における教育・保育提供区域の変更について ■子ども・子育て支援に関するアンケート調査の集計・分析の中間報告
1月25日	平成30年度 第2回 一宮市子ども・子育て会議 ■特定教育・保育施設の確認について ■平成31年度保育実施内容について ■保育所等施設総合管理計画について ■子ども・子育て支援に関するアンケート調査の集計・分析の中間報告について
4月11日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査【結果報告書】の公表
令和元年 6月26日	「いちのみや”子育てCafe”」開催
7月17日	令和元年度 第1回 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議 ■放課後対策の進捗状況及び今後の計画について ■子ども・子育て支援事業計画推進状況報告について ■第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画策定について
8月9日	令和元年度 第1回 一宮市子ども・子育て会議 ■家庭的保育事業者等に関する認可及び特定地域型保育事業者の確認について ■子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
11月7日	令和元年度 第2回 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議 ■第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
11月20日	令和元年度 第2回 一宮市子ども・子育て会議 ■会長及び副会長の選出について ■第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
12月13日	子ども・子育て支援法第61条第9項に基づく愛知県との協議完了
12月6日～ 令和2年 1月6日	市民意見提出制度（パブリック・コメント）実施
2月6日	令和元年度 第3回 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議 ■市民意見提出制度の結果について ■第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について
2月18日	令和元年度 第3回 一宮市子ども・子育て会議 ■第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について ■令和2年度保育実施内容について



一宮市子ども・子育て会議条例及び委員名簿

一宮市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 24 日

条例第 26 号

改正 平成 28 年 3 月 23 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、一宮市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に係る当事者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部において処理する。

(平 28 条例 1・一部改正)

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(一宮市保育審議会の設置に関する条例の廃止)

2 一宮市保育審議会の設置に関する条例（平成 7 年一宮市条例第 20 号）は、廃止する。

(一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年一宮市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

以下省略

付 則（平成 28 年 3 月 23 日条例第 1 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

一宮市子ども・子育て会議委員名簿（平成 30 年度・平成 31 年度）

任期 平成 29 年 11 月 1 日～令和元年 10 月 31 日、令和元年 11 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

区分	役職	氏名	所属等	委員在任期間
第 3 条第 2 項 第 1 号 （市議会議員） 関係	委 員	花谷 昌章	市議会議員	平成 30 年 6 月 1 日～
	委 員	彦坂 和子	市議会議員	～令和元年 6 月 2 日
	委 員	市川 智明	市議会議員	令和元年 6 月 3 日～
第 3 条第 2 項 第 2 号 （学識経験を 有する者） 関係	会 長	堀 義幸	修文大学短期大学部教授 幼児教育学科長	～令和元年 10 月 31 日
	会 長	加藤 渡	修文大学短期大学部教授 幼児教育学科長	令和元年 11 月 1 日～
	副会長	上村 晶	桜花学園大学保育学部教授	
	委 員	渋谷 典子	NPO 法人参画ブラネット 代表理事	
第 3 条第 2 項 第 3 号 （子ども・子育て 支援に係る 当事者） 関係	委 員	横井 美好子	小中学校教諭代表	
	委 員	藤原 順子	小中学校保護者代表	平成 30 年 6 月 1 日～ 令和元年 6 月 2 日
	委 員	岡本 美紀恵	小中学校保護者代表	令和元年 6 月 3 日～
	委 員	平野 悦子	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部 支部長	～令和元年 6 月 2 日
	委 員	西 敬子	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部 支部長	令和元年 6 月 3 日～
	委 員	小沢 昇子	幼稚園保護者代表	～令和元年 6 月 2 日
	委 員	馬淵 沙織	幼稚園保護者代表	令和元年 6 月 3 日～
	委 員	林 一英	民間保育協会 会長	
	委 員	下嶋 優希	公立保育園保護者代表	～令和元年 6 月 2 日
	委 員	伊串 沙絵	公立保育園保護者代表	令和元年 6 月 3 日～
	委 員	下藺 早苗	私立保育園保護者代表	～令和元年 6 月 2 日
	委 員	宮地 涼子	私立保育園保護者代表	令和元年 6 月 3 日～
第 3 条第 2 項 第 4 号 （前 3 号に掲 げるもののほ か、市長が必要 と認める者） 関係	委 員	太田 一弘	民生児童委員連絡協議会会長	
	委 員	高橋 さゆり	主任児童委員部会長	～平成 30 年 11 月 30 日
	委 員	小川 典子	主任児童委員部会長	平成 30 年 12 月 1 日～ 令和 2 年 1 月 5 日
	委 員	南 喜代美	主任児童委員部会長	令和 2 年 1 月 6 日～
	委 員	山村 孝幸	愛知県一宮児童相談センター長	～令和元年 6 月 2 日
	委 員	近藤 雅明	愛知県一宮児童相談センター長	令和元年 6 月 3 日～
	委 員	伊藤 祐幸	一宮市こども部部長	



一宮市子ども・子育て支援事業推進会議設置要綱

一宮市子ども・子育て支援事業推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第61条の規定により策定した一宮市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に掲げる事業について、庁内の連携により推進するため、子ども・子育て支援事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所 掌)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画に掲げる事業の連携による推進に関すること。
- (2) 事業計画の達成状況を取りまとめ、点検、評価を行うこと。
- (3) 事業計画の変更に関すること。
- (4) その他推進会議の目的を達するために必要と認められる事項に関すること。

(組 織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進会議の会長は、こども部長をもって充てる。
- 3 会長に事故ある場合は、こども部次長を職務代理者とする。
- 4 幹事は、推進会議の所掌事項を整理するものとする。
- 5 推進会議は、必要に応じて、部会及び作業部会を設置することができる。

(会 議)

第4条 推進会議は、会長が招集するものとする。

- 2 推進会議は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 推進会議の庶務は、こども部子育て支援課が担当するものとする。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

子ども・子育て支援事業推進会議委員	備 考
こども部長	会 長
こども部次長	職務代理者
こども部子育て支援課長	幹 事
こども部子育て支援課こども家庭相談室長	
こども部保育課長	幹 事
こども部青少年育成課長	
市民健康部健康づくり課長	
教育文化部総務課長	

第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発 行 一宮市

編 集 こども部子育て支援課

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

TEL : 0586-28-9022 FAX : 0586-73-7701



第2期 一宮市 子ども・子育て支援事業計画

発行：一宮市

編集：こども部子育て支援課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL:0586-28-9022 FAX:0586-73-7701